

2024年7月1日

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた県内金融機関連携について － 県内金融機関が連携し地域のDXを推進 －

県内に本店を置く5つの金融機関、株式会社秋田銀行（頭取 芦田 晃輔）、株式会社北都銀行（頭取 伊藤 新）、秋田信用金庫（理事長 菅原 浩）、羽後信用金庫（理事長 藤田 直人）および秋田県信用組合（理事長 藤原 保）は、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、連携のうえ電子化支援に取り組むことにしましたのでお知らせいたします。

記

1 背景

2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形の利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会では、「2026年度末までに全国手形交換所における約束手形・小切手の交換枚数をゼロにする」を目標として掲げています。

2 取組内容

- (1) 秋田県内5金融機関は、「2026年手形・小切手の全面的な電子化」について、お取引先への周知活動を共同で実施するほか、インターネットバンキングによる振込や電子記録債権（でんさい）といった電子的決済手段への移行をサポートいたします。
- (2) 本活動の一環として、下記開始日より各金融機関共通のポスター・チラシを同時に掲示・配布いたします。

3 開始日

2024年7月1日（月）

4 広告物の内容

- 「2026年手形・小切手の全面的な電子化」共通ポスター
- 「2026年手形・小切手の全面的な電子化」共通チラシ

（以 上）

至急 2026年まで

手形・小切手 全面電子化

政府は、2026年までの約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化の方針を示しています。

電子化に向けた対応が遅れると、
事業活動に**支障**が生じる恐れがあります



取引先と
決済できない

政府方針を受け、紙の手形・小切手をやめる企業数が年々急増しており、各事業者においても「紙による取引方法の見直し」を迫られることとなります。

手形・小切手帳を
入手できない

手形・小切手帳の製造メーカーでは事業撤退の意向を示しているほか、流通量が減少となる中で発行手数料が引き上げとなる可能性があります。



手形の代金取立を
依頼できない

一部の銀行では、2027年4月以降を期日とする手形・小切手について、期日管理を行う代金取立の受付を停止する動きがみられます。



急増

代替手段へのシフトが始まっています

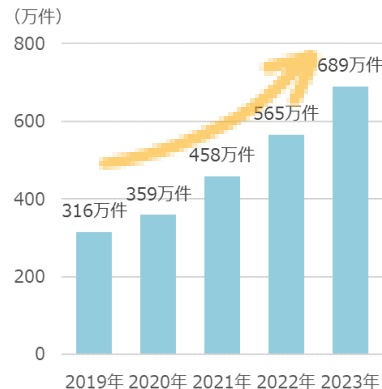
電子的決済サービスの利用

電子的決済サービスとは？

紙の手形・小切手の代替手段となる、インターネットを利用した決済サービスです。

主な電子的決済サービスとして、インターネットバンキングによる振込や、電子記録債権「でんさい」があります。

でんさいの発生記録
請求件数は、
直近4年で**2.1倍**に
利用増！



いま着手すれば、2026年までに十分間に合います！

電子化にはこのようなメリットがあります

① 事務負担軽減

押印や取立手続、発送等の事務作業が不要！

② コスト削減

郵送代、印紙代等のコストを削減！

③ リスク軽減

現物がなくなるため、紛失や盗難の心配なし！

check

でんさいネット「でんさいコスト診断」では、でんさいの利用によって削減できるコストを算出できます。



電子的決済サービスの導入には、以下のような準備が必要です
くわしくは、お取引店にご相談ください

・ 取引先への導入案内

電子的決済サービスの取扱を開始した旨を取引先に伝え、準備をしてもらう必要があります。

・ 社内の環境整備

電子的決済サービスへの切り替えまでの計画を立てましょう。会計システムや事務フローの整備も必要です。

check

でんさいネット「お取引先利用状況検索サービス」では、既にでんさいに対応している企業を調べることができます。



(2024年6月3日現在)